

第2章 トイレ整備の基本方針

1 基本方針

本計画は、以下のガイドラインに沿うものとします。

【松江市公衆トイレ整備ガイドライン】

（1）基準の趣旨

トイレは、高齢の方や障がいのある方等が認識しやすい場所に設置し、利用しやすい構造とする必要があります。車いす使用の方や障がいのある方・こども連れの方もトイレを円滑に利用できるような動線の確保や、オストメイト対応設備、ベビーシート等の設置など、トイレの多機能化を図ることとし、本市の多機能化したトイレを「みんなのトイレ」と呼称することとします。整備パターンについては以下3つのケースを想定しています。

ケース1 「みんなのトイレ」を独立して設置したトイレ（図1）

ケース2 1つのトイレ内に「みんなのトイレ」のスペースを設置するもの（図2）

ケース3 一般利用者と共用する腰掛便座（洋式便座）を「みんなのトイレ」として利用するもの

整備を検討する際はケース1又はケース2を標準仕様としますが、小規模な施設や敷地条件等により、ケース1又はケース2の整備が困難な場合は、ケース3を整備することとします。

〈みんなのトイレイメージ図〉



図1 ケース1「みんなのトイレ」を独立して設置したトイレ



図2 ケース2 1つの便所内に「みんなのトイレ」のスペースを設置したトイレ

（2）トイレ全般のガイドライン

①標識

不特定多数の方が利用するトイレについては、出入口で男女別や機能を分かりやすく表示する標識を設置します。ピクトグラムはJIS Z 8210に示された図記号等を基本とします。また場所によっては、外国語表記を検討します。

②床面

トイレ内の床面は、濡れても滑りにくい仕上げとします。

出入口から内部まで床面は全て段差がなく、平坦とします。

③男子用小便器

男子用小便器を設ける場合は、高齢の方、障がいのある方等にも使いやすいように、1つ以上の床置

式小便器又は低リップ壁掛式小便器（リップの高さが35cm以下のものをいう）、その他これに類する便器を設けます。

④手すり

上記の基準を満たした男子用小便器の1つ以上には、高齢の方、障がいのある方等の利用に配慮した手すりを設置します。

手すりを設置した男子用小便器は、出入口に近い位置に設置します。

⑤大便器

整備するトイレは、腰掛便座を基本とします。

腰掛便座及び手すり付きの便房を1つ以上設けます。

手すりは、便器洗浄ボタン、紙巻器等が使用しやすい位置に設置します。

⑥便器洗浄ボタン等

視覚や上肢に不自由のある方等の使用に配慮し、便器の横壁面紙巻器、便器洗浄ボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づく形状、色、配置とします。（参考資料1参照）

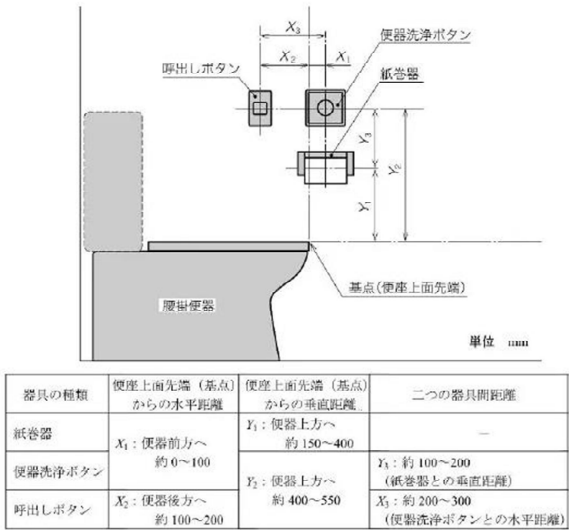
⑦設備

誰もが使いやすいトイレの実現を目指し、ベビーシート、ベビーチェア、オストメイト対応設備、こども用便座については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」、「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」で設置することが定められているため、全てのトイレに設置します。設置場所、設置数及び機能については、都度検討を行いながら整備を行います(※大便器が複数穴ある場合は、最低1穴以上に上記設備を付加する)。日常の維持管理等も考慮し、最低1基以上は自在水栓を設置します。

トイレを改修する際には、紙巻器も併せて取り替えます。

清掃や凍結防止対策を考慮し、盗電防止カバー付きコンセントを設置します。

参考資料1 操作部及び紙巻器の配置及び設置寸法（JIS S 0026）



出典：「JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針—公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置」

（３）みんなのトイレの整備パターン

〈ケース１又はケース２〉

①出入口

トイレの出入口の有効幅は、車いす使用の方が通過できるよう、８０ｃｍ以上とします。

トイレの出入口には、車いす使用の方が通過する際に支障となる段を設けません。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設し、「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」の傾斜路基準を満たします。

トイレの出入口に戸を設ける場合、引き戸など、車いす使用の方が容易に開閉して通過できる構造とします。

②広さ

トイレの手前に、車いす使用の方が転回できる１５０ｃｍ×１５０ｃｍ以上の広さを設けます。

みんなのトイレ内の広さは、車いす使用の方の円滑な利用に適した広さ２００ｃｍ×２００ｃｍ以上（回転径１５０ｃｍ以上）とします。

新設の場合等、スペースが十分取れる場合は、電動車椅子で３６０°回転できるよう、回転径１８０ｃｍ以上とします。

③標識

トイレの出入口には、車いす使用の方、オストメイト、こども連れの方等の使用に配慮したトイレである旨を表示します。

必要に応じて、トイレの位置を知らせるため、音声案内装置の設置を検討します。

④腰掛便座及び手すり

トイレには、車いす使用の方や立ったり座ったりの動作が困難な方等が円滑に利用できるようにするため、腰掛便座及び手すりを設置し、ＪＩＳ Ｔ ９２８２に準拠したものとします。便座の高さは４０～４５ｃｍとします。

⑤水洗器具

車いす使用の方、オストメイト、高齢の方、妊娠婦、こども連れの方等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置します。

車いす使用の方に配慮し、洗面器の下に床上６５ｃｍ程度の空間を確保し、洗面器上端の高さを７５ｃｍ程度とします。洗面器上面に寄りかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせます。

蛇口は、上肢不自由の方のためにもセンサー式、レバー式などとします。

⑥その他

便器洗浄器具のスイッチは、押しボタン式等の操作が容易なものを分かりやすい位置に設けます。

視覚や上肢に不自由のある方等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置については、ＪＩＳ Ｓ ００２６にあわせたものとします。（参考資料１参照）

こども連れの方の利用を考慮し、みんなのトイレにベビーシートやベビーチェアなどを設置します。

〈ケース３〉

①出入口

トイレの出入口の有効幅は、車いす使用の方が通過できるよう、８０ｃｍ以上とします。

トイレの出入口には、車いす使用の方が通過する際に支障となる段を設けません。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設し、「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」の傾斜路基準を満たします。

トイレの出入口に戸を設ける場合、引き戸など、車いす使用の方が容易に開閉して通過できる構造とします。

②広さ

正面から入る場合は有効奥行き 2 0 0 c m 以上×有効幅 1 3 0 c m 以上の広さと有効幅 8 0 c m 以上の出入口を、側面から入る場合は有効奥行き 1 8 0 c m 以上×有効幅 1 5 0 c m 以上の 広さと有効幅 8 0 c m 以上の出入口を確保します。

③標識

トイレの出入口には、車いす使用の方、オストメイト、高齢の方、妊産婦、こども連れの方等の使用に配慮したトイレである旨を表示します。

必要に応じて、トイレの位置を知らせるため、音声案内装置の設置を検討します。

④腰掛便座及び手すり

トイレには、車いす使用の方や立ったり座ったりの動作が困難な方等が円滑に利用できるようにするため、腰掛便座及び手すりを設置し、J I S T 9 2 8 2 に準拠したものとし、便座の高さは 4 0 ～ 4 5 c m とします。

⑤水洗器具

車いす使用の方、オストメイト、高齢の方、妊産婦、こども連れの方等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置します。

車いす使用の方に配慮し、洗面器の下に床上 6 5 c m 程度の高さを確保し、洗面器上端の高さを 7 5 c m 程度とします。洗面器上面に寄りかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせます。

蛇口は、上肢に不自由のある方のためにもセンサー式、レバー式などとし、

⑥その他

便器洗浄器具のスイッチは、押しボタン式等の操作が容易なものを分かりやすい位置に設けます。

視覚や上肢に不自由のある方等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置については、J I S S 0 0 2 6 にあわせたものとします。

乳幼児連れの方の利用を考慮し、みんなのトイレにベビーシートやベビーチェアなどを設置します。

（４）整備レベル

全てのトイレで市民や観光客の方が使いやすい快適な設備を充実させておくことが理想ですが、整備や管理にかかるコスト等を考慮すると、全てのトイレを多機能化することは困難です。

このため、トイレの立地条件や利用頻度等を考慮し、トイレの整備水準を A～C の 3 ランクに区分し、ランクごとの整備を行います（表 4～6）。なお、現在男女に分かれていない兼用トイレについては、D ランクトイレとして区分しています（新規で、D ランクトイレを設置することはありません。）

また、整備にあたっては、トイレの利用状況を踏まえ、経済的かつ迅速に整備できるよう、以下の点について考慮します。

【整備のポイント】

1. 当該トイレに求められる機能を満たす場合、工費及び施工日数を縮減できるユニットトイレ※の導入を積極的に進めること。
2. 現状の穴数にとらわれることなく、適切な穴数の検討を行うこと。

※ユニットトイレとは、工場内で内装や外装などをすべて製作し、現場に搬入するプレハブ工法のトイレです。

表4 【Aランクトイレの標準設備例】

種別	設備名	仕様	摘要
男子トイレ	大便器	洋式	温水洗浄暖房便座、▲擬音装置付き
	アルコール洗浄器		▲便座用
	小便器		
	大便器手すり	固定L型	★
	小便器手すり		★
	こども用便座		★
	ベビーシート		
	ベビーチェア		★
	手洗い（手すり付き※）	センサー式・レバー式等	▲ハンドドライヤー
	鏡		★荷物置場
女子トイレ	大便器	洋式	温水洗浄暖房便座、▲擬音装置付き
	アルコール洗浄器		▲便座用
	大便器手すり	固定L型	★
	こども用便座		★
	ベビーシート		
	ベビーチェア		★
	手洗い（手すり付き※）	センサー式・レバー式等	▲ハンドドライヤー
	鏡		★荷物置場
みんなのトイレ （独立したスペース）	大便器	洋式	温水洗浄暖房便座
	手洗い（手すり付き※）	センサー式・レバー式等	▲ハンドドライヤー
	オストメイト対応設備		温水洗浄機能
	アルコール洗浄器		▲便座用
	大便器手すり	固定L型	
	大便器手すり	可動式	
	こども用便座		
	ベビーシート		
	ベビーチェア		
	鏡		★荷物置場
	操作しやすい洗浄装置		
	非常呼び出しボタン		

最低1箇所は自在水栓を設置します。

大・小それぞれの便器が複数穴ある場合は、最低1穴以上に上表★印の設備を付加するものとします。

イメージ図ではみんなのトイレを男女別に配置しているが、男女共用のみんなのトイレを設置する方法もあります。

▲：設置されるのが望ましい設備

※トイレ施設内に1つ以上手すり付きの手洗いを設置します。

表5 【Bランクトイレの標準設備例】

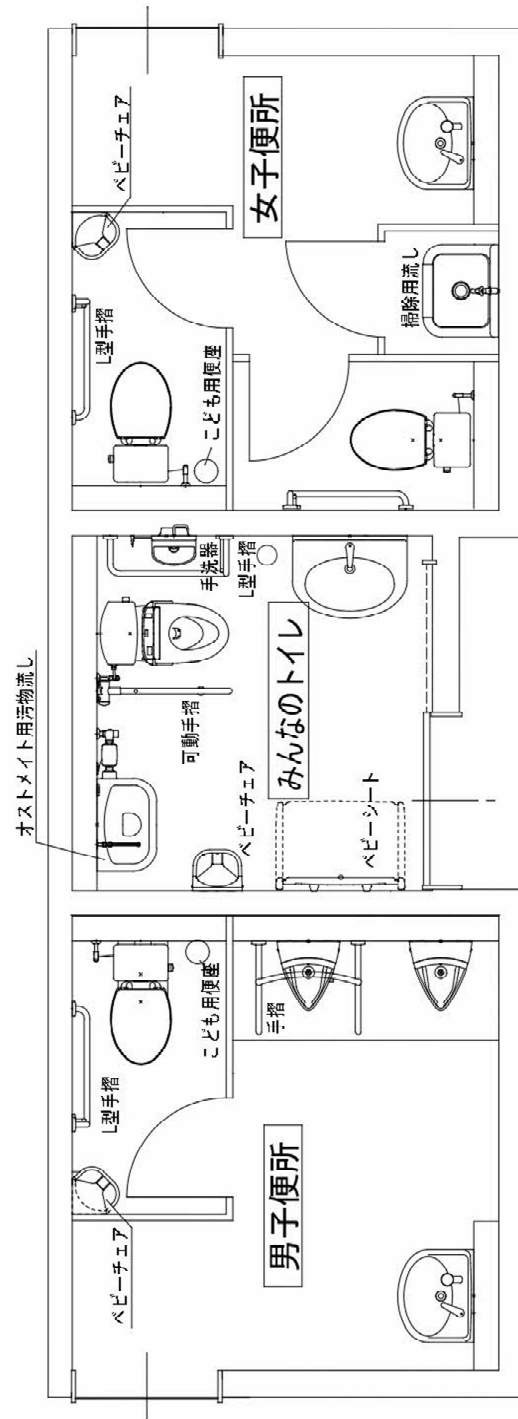
種別	設備名	仕様	摘要
男子トイレ	大便器	洋式	▲温水洗浄暖房便座
	小便器		
	大便器手すり	固定L型	★
	小便器手すり		★
	こども用便座		★
	ベビーシート		▲
	ベビーチェア		★
	手洗い（手すり付き※）	センサー式・レバー式等	
	鏡		★荷物置場
女子トイレ	大便器	洋式	▲温水洗浄暖房便座
	大便器手すり	固定L型	★
	こども用便座		★
	ベビーシート		▲
	ベビーチェア		★
	手洗い（手すり付き※）	センサー式・レバー式等	
	鏡		★荷物置場
みんなのトイレ （独立したスペース）	大便器	洋式	▲温水洗浄暖房便座
	手洗い（手すり付き※）	センサー式・レバー式等	
	オストメイト対応設備		温水洗浄機能
	大便器手すり	固定L型	
	大便器手すり	可動式	
	こども用便座		
	ベビーシート		
	ベビーチェア		
	鏡		★荷物置場
	操作しやすい洗浄装置		
	非常呼び出しボタン		

最低1箇所は自在水栓を設置します。

大・小便器が複数穴ある場合は、最低1穴以上に上表★印の設備を付加するものとします。

▲：設置されるのが望ましい設備

※トイレ施設内に1つ以上手すり付きの手洗いを設置します。



B ランクトイレ 事例

表6 【Cランクトイレの標準設備例】（改修時などで面積や構造等の制約がある場合）

種別	設備名	仕様	摘要
男子トイレ	大便器	洋式	▲温水洗浄暖房便座
	小便器		
	大便器手すり	固定L型	★
	小便器手すり		★
	こども用便座		★
	ベビーシート		▲
	ベビーチェア		★
	手洗い（手すり付き※）	センサー式・レバー式等	
	鏡		
女子トイレ	大便器	洋式	▲温水洗浄暖房便座
	大便器手すり	固定L型	★
	こども用便座		★
	ベビーシート		▲
	ベビーチェア		★
	手洗い（手すり付き※）	センサー式・レバー式等	
	鏡		
みんなのトイレ （男女トイレ内に設置）	大便器		簡易オストメイト対応設備 ⇒水栓及びシャワー機能付加 ★温水洗浄機能 ▲温水洗浄暖房便座
	大便器手すり		
	こども用便座		
	ベビーシート		
	ベビーチェア		

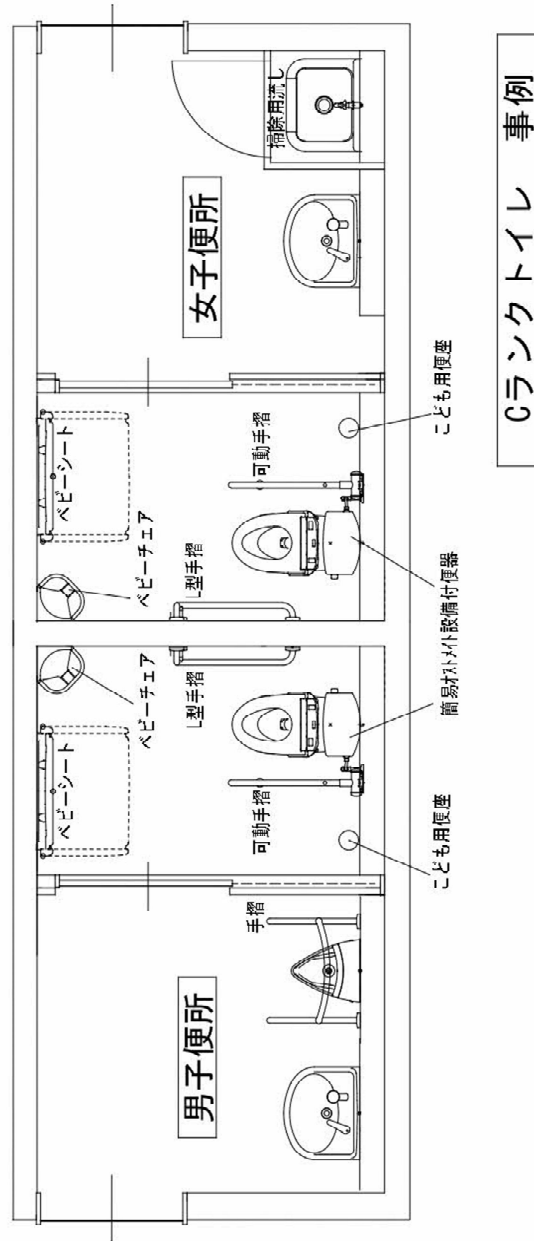
大・小それぞれの便器が複数穴ある場合は、最低1穴以上に上表★印の設備を付加するものとします。
最低1箇所は自在水栓を設置します。

▲：設置されるのが望ましい設備

※トイレ施設内に1つ以上手すり付きの手洗いを設置します。

【改築・新築時等に面積や構造等に制約がない場合】

- ・改築・新築時等に面積や構造等に制約がない場合は、みんなのトイレ（独立したスペース）を設置することが望ましいものとします。
- ・この場合の設備の整備水準については、Cランクトイレの「みんなのトイレ」に倣うものとします。



2 整備の方向性

整備の優先順位を設定するため、主要な交通結接点から主要な観光施設への動線や、トイレの利用が多いと考えられるエリアを、

- ・主要整備ゾーン
- ・地区重点整備ゾーン
- ・市街地整備ゾーン

以上の3ゾーンに分けました。

まず、「主要整備ゾーン」内のトイレを整備し、その後「地区重点整備ゾーン」と「市街地整備ゾーン」の整備を進めます。最後に、各ゾーンに該当しない「その他」のトイレを整備します（表7）。

ただし、老朽化等による緊急対応が必要な場合は、整備順を調整することがあります。

なお、立地条件や利用頻度（日利用者数5人以下）が少ないトイレは、修繕では対応ができなくなるまで利用することを前提とし、使用不可（修繕では対応できない状態）となった際は、関係者と協議のうえ合意を得て、規模を縮小したトイレを設置するか、廃止するかを検討します。

表7 各整備ゾーン概要

名称	整備ゾーン説明	整備方針	箇所数
主要整備ゾーン	観光地への重要な結節点で、利用者也多いと考えられる城山公園・松江湖畔公園・松江総合運動公園を中心として、半径500m（徒歩約7分で移動できる範囲）を定めます。	基本的にAランクトイレとして整備します(駅等も含む)。	13箇所 (1箇所機能変更済)
地区重点整備ゾーン	旧八束郡+秋鹿地区(9地区)で代表する各トイレ(Aランクで整備)を中心として、半径3km（自動車約7分で移動できる範囲）を定めます。	基本的にCランクトイレを整備しますが、概ね半径1km以内に同ランクトイレが近接する場合は、いずれかをBランクトイレとして整備することを検討します。	53箇所
市街地整備ゾーン	大橋川をはさんで南北に広がる人口が集中した市街地エリアを定めます。	一部の利用頻度の高いトイレを除き、基本的に現状のランクを維持した整備をします。	35箇所
その他	上記3ゾーン以外のエリアを定めます	上記トイレを整備後に進めます。	59箇所 (1箇所廃止済)

各整備ゾーン 位置図

1:25,000

野波海浜公園

美保関小泉八雲記念館

大塚山公園

推屋ふれあい広場

宮内農村公園

玉作出湯の里歴史公園

松江湖畔公園（運動公園）

伊和山東広場公園

松江湖畔公園（稲師公園）

松江湖畔公園（白海公園）

北公園

青田児童公園

山公園

秋鹿なぎさ公園

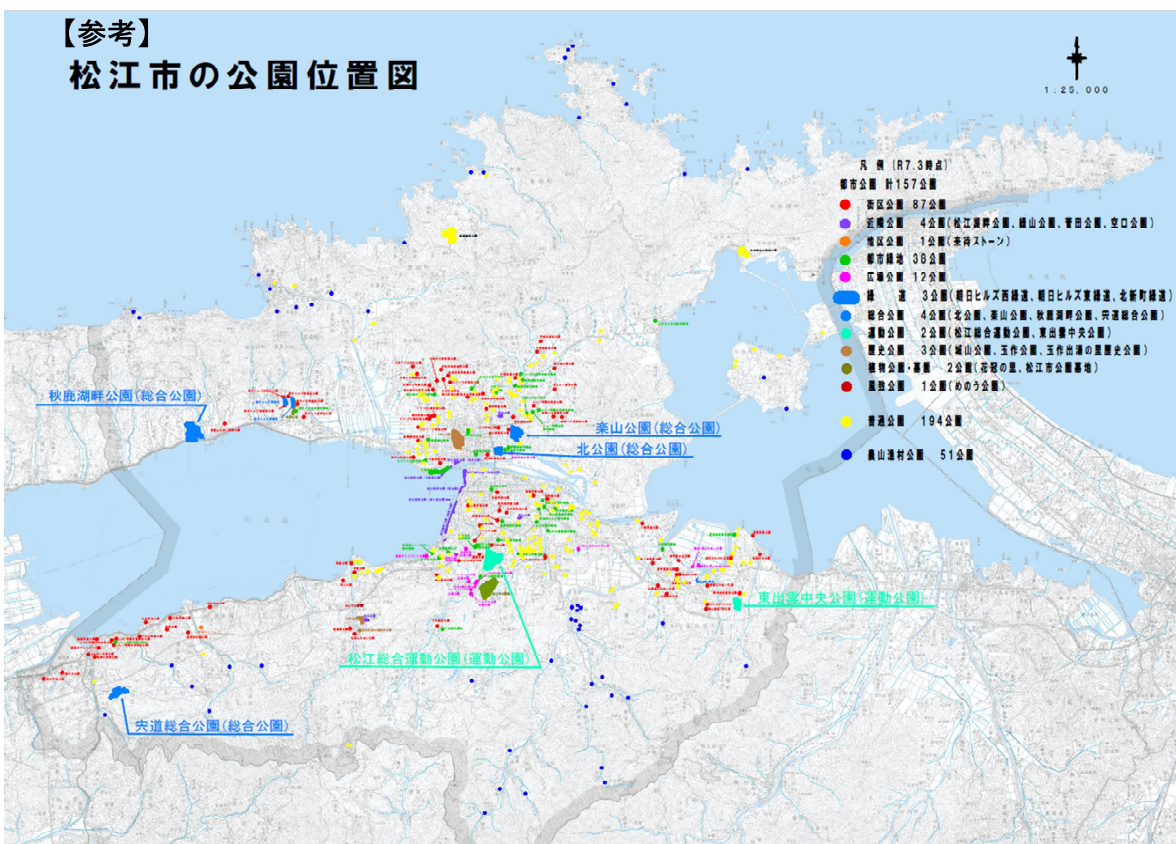
神名火公園

JR穴道駅

1	赤 = 主要整備ゾーン
2	橙 = 地区重点整備ゾーン
3	青 = 市街地整備ゾーン
3	上記以外 = その他

※ 1 から 3 の順で整備を行います。

20



各整備ゾーン トイレ対象表(主要整備ゾーン)

R7.3.31現在

No.	名称	町名	公園分類 (大)	トイレ構造	経過年数	整備実施計画	整備前ランク	整備後ランク	整備状況
1	松江総合運動公園(補助競技場)	上乃木10丁目(南)	都市公園	木造	—	主要整備ゾーン	C	A	完
2	城山公園(二ノ丸下の段)	殿町(北)	都市公園	木造	—	主要整備ゾーン	C	A	完
3	塩見縄手	北堀町(北)				主要整備ゾーン	C	A	完
4	松江総合運動公園(野球場1塁側)	上乃木10丁目(南)	都市公園	木造	—	主要整備ゾーン	C	B	完
5	松江総合運動公園(2号駐車場)	上乃木10丁目(南)	都市公園	木造	—	主要整備ゾーン	C	B	完
6	松江総合運動公園(自由広場)	上乃木10丁目(南)	都市公園	木造	—	主要整備ゾーン	C	C	完
7	松江総合運動公園(野球場3塁側)	上乃木10丁目(南)	都市公園	木造	—	主要整備ゾーン	C	—	完
8	城山公園(二ノ丸上の段)	殿町(北)	都市公園	木造	—	主要整備ゾーン	B	A	完
9	松江湖畔公園(岸公園)	袖師町(南)	都市公園	RC造	26	主要整備ゾーン	C	A	完
10	松江湖畔公園(白潟公園、NHK前)	灘町(南)	都市公園	RC造	24	主要整備ゾーン	C	A	完
11	松江城大手前待合所	殿町(北)		木造	27	主要整備ゾーン	B	A	完
12	城山公園(搦手虎口広場)	殿町(北)	都市公園	木造	—	主要整備ゾーン	C	A	未
13	松江湖畔公園(袖師公園、トルバ)	西嫁島1丁目(南)	都市公園	RC造	12	主要整備ゾーン	A	A	未

・黒字は既に整備を完了したもの。赤字は、現在整備を行っている、または予定しているもの。

各整備ゾーントイレ対象表(地区重点整備ゾーン)

R7.3.31現在

No.	名称	町名	公園分類 (大)	トイレ 構造	経過年数	整備実施計画	整備前ランク	整備後ランク	整備状況
宍道地区									
1	(代表) JR宍道駅	宍道町		木造	15	地区重点整備ゾーン	B	A	未
2	宍道総合公園(芝生広場)	宍道町	都市公園	RC造	42	地区重点整備ゾーン	C	B	未
3	宍道高速バスストップ待合所	宍道町		木造	25	地区重点整備ゾーン	C	C	未
4	宍道総合公園(古墳の森)	宍道町	都市公園	RC造	42	地区重点整備ゾーン	C	C	未
5	宍道総合公園(多目的広場)	宍道町	都市公園	RC造	42	地区重点整備ゾーン	C	C	未
6	横見農村公園	宍道町	農山漁村公園	木造	34	地区重点整備ゾーン	D	C	未
7	萩田児童公園	宍道町佐々布	都市公園	RC造	47	地区重点整備ゾーン	D	C	未
8	緑が丘公園	宍道町佐々布	都市公園	RC造	26	地区重点整備ゾーン	D	C	未
9	亀島児童公園	宍道町宍道	都市公園	RC造	42	地区重点整備ゾーン	D	C	未
10	坂口農村公園	宍道町	農山漁村公園	—	—	地区重点整備ゾーン	C	C	未
玉湯地区									
1	玉造公衆トイレ	玉湯町	都市公園	木造	—	地区重点整備ゾーン	C	C	完
2	(代表) 玉作出湯の里歴史公園	玉湯町	都市公園	木造	12	地区重点整備ゾーン	A	A	未
3	玉造ふれあい公園	玉湯町	都市公園	RC造	37	地区重点整備ゾーン	C	C	未
4	玉湯野球場	玉湯町		鉄骨造	21	地区重点整備ゾーン	C	B	未
5	空口公園	玉湯町	都市公園	RC造	43	地区重点整備ゾーン	C	C	未
6	JR玉造温泉駅前	玉湯町		木造	13	地区重点整備ゾーン	A	A	未
7	出雲玉造史跡公園南側	玉湯町		木造	14	地区重点整備ゾーン	A	A	未
八雲地区									
1	(代表) 宮内農村公園	八雲町	農山漁村公園	木造	—	地区重点整備ゾーン	C	A	完
2	市場農村公園	八雲町	農山漁村公園	木造	33	地区重点整備ゾーン	D	C	未
3	須谷地区農村公園	八雲町	農山漁村公園	木造	28	地区重点整備ゾーン	D	C	未
鹿島地区									
1	(代表) 神名火公園	鹿島町	農山漁村公園	RC造	20	地区重点整備ゾーン	A	A	未
2	恵曇児童公園	鹿島町	普通公園	RC造	39	地区重点整備ゾーン	C	C	未
3	鹿島片勾運動場	鹿島町		木造	36	地区重点整備ゾーン	C	B	未
4	朝日山緑地公園(上部)	鹿島町	農山漁村公園	RC造	27	地区重点整備ゾーン	C	C	未
5	朝日山	鹿島町		軽鋼鉄骨造	—	地区重点整備ゾーン	D	C	未
6	根連木農村公園	鹿島町	農山漁村公園	RC造	41	地区重点整備ゾーン	C	C	未
7	朝日山緑地公園(下部)	鹿島町	農山漁村公園	RC造	27	地区重点整備ゾーン	C	C	未
東出雲地区									
1	(代表) 揖屋ふれあい広場	東出雲町揖屋	都市公園	木造		地区重点整備ゾーン	B	A	未
2	東出雲中央公園(駐車場)	東出雲町	都市公園	RC造	43	地区重点整備ゾーン	D	B	未
3	崎田さわやか広場	東出雲町	都市公園	木造	21	地区重点整備ゾーン	C	C	未
4	東出雲中央公園(多目的グラウンド)	東出雲町		RC造	43	地区重点整備ゾーン	D	C	未
5	意東ゆめ公園	東出雲町	都市公園	木造	14	地区重点整備ゾーン	B	B	未
6	錦浜2号ふれあい広場	東出雲町	都市公園	RC造	14	地区重点整備ゾーン	C	C	未

美保関地区									
1	(代表) 美保関町小泉八雲記念公園	美保関町		木造	13	地区重点整備ゾーン	A	A	未
2	五本松公園入口	美保関町		RC造	55	地区重点整備ゾーン	C	C	未
3	美保関駐車場(公民館横)	美保関町		木造	29	地区重点整備ゾーン	C	C	未
4	美保神社	美保関町		木造	43	地区重点整備ゾーン	C	C	未
5	五本松公園	美保関町		木造	30	地区重点整備ゾーン	C	B	未
八束地区									
1	八束千本桜公園	八束町	普通公園	木造	—	地区重点整備ゾーン	A	A	完
2	(代表) 大塚山公園(男女トイレ・多目的トイレ)	八束町	農山漁村公園	RC造	25年・10年	地区重点整備ゾーン	A	A	未
3	波入港親水公園	八束町	農山漁村公園	RC造	21	地区重点整備ゾーン	B	B	未
4	八束町中央バス停	八束町		木造	22	地区重点整備ゾーン	C	C	未
5	第1 熔岩隧道	八束町		木造	—	地区重点整備ゾーン	C	C	未
6	入江バス停	八束町		木造	—	地区重点整備ゾーン	C	B	未
秋鹿地区									
1	(代表) 秋鹿なぎさ公園	岡本町(北)		鉄骨造	27	地区重点整備ゾーン	B	A	未
島根地区									
1	(代表) 野波海浜公園	島根町	農山漁村公園	RC造	22	地区重点整備ゾーン	B	A	未
2	野井公衆便所	島根町		木造	50	地区重点整備ゾーン	D	B	未
3	小波公衆便所	島根町		木造	50	地区重点整備ゾーン	C	C	未
4	島根スポーツ広場	島根町		木造	38	地区重点整備ゾーン	C	C	未
5	チェリーロードさくら公園	島根町		木造	16	地区重点整備ゾーン	C	B	未
6	多古緑地広場	島根町	農山漁村公園	木造	24	地区重点整備ゾーン	D	C	未
7	瀬崎緑地広場	島根町	農山漁村公園	木造	25	地区重点整備ゾーン	D	C	未
8	野井緑地広場	島根町	農山漁村公園	コンクリート造	27	地区重点整備ゾーン	D	C	未

・黒字は既に整備を完了したものの。赤字は、現在整備を行っている、または予定しているもの。

・各地区で代表するトイレについては、(代表)記載あり。

各整備ゾーントイレ対象表(市街地整備ゾーン)

R7.3.31現在

No.	名称	町名	公園分類 (大)	トイレ構造	経過年数	整備実施計画	整備前ランク	整備後ランク	整備状況
1	竹崎児童公園	西持田町(北)	都市公園	木造	—	市街地整備ゾーン	D	C	完
2	田和山史跡公園	田和山町(南)		鉄骨造	12	市街地整備ゾーン	D	C	未
3	松江湖畔公園(千鳥南公園)	千鳥町(北)	都市公園	RC造	30	市街地整備ゾーン	C	A	未
4	天神ロータリー	天神町(北)		RC造	24	市街地整備ゾーン	A	A	未
5	城東都市緑地	米子町(北)	都市公園	RC・木造	40	市街地整備ゾーン	C	C	未
6	湊北台児童公園	湊北台(北)	都市公園	RC造	47	市街地整備ゾーン	D	C	未
7	森脇児童公園	西津田3丁目(南)	都市公園	コンクリートブロック造	43	市街地整備ゾーン	D	C	未
8	うぐいす公園	浜乃木6丁目(南)	都市公園	RC造	35	市街地整備ゾーン	D	C	未
9	比津ヶ丘東児童公園	比津が丘(北)	都市公園	RC造	35	市街地整備ゾーン	D	C	未
10	美月西児童公園	西津田8丁目(南)	都市公園	コンクリートブロック造	45	市街地整備ゾーン	D	C	未
11	沼見児童公園	東津田町(南)	都市公園	コンクリートブロック造	40	市街地整備ゾーン	D	C	未
12	北公園(くにびき広場)	学園南1丁目(北)	都市公園	RC造	43	市街地整備ゾーン	D	C	未
13	緑山公園	西津田9丁目(南)	都市公園	RC造	32	市街地整備ゾーン	D	C	未
14	宇賀公園	上乃木3丁目(南)	都市公園	RC造	35	市街地整備ゾーン	D	C	未
15	下沢公園	上乃木9丁目(南)	都市公園	RC造	34	市街地整備ゾーン	D	C	未
16	菅田公園	学園2丁目(北)	都市公園	RC造	27	市街地整備ゾーン	D	C	未
17	北公園(子ども広場)	学園南1丁目(北)	都市公園	RC造	22	市街地整備ゾーン	A	A	未
18	田和山東広場公園	田和山町(南)	都市公園	RC造	21	市街地整備ゾーン	A	A	未
19	松江湖畔公園(白湯公園、銀行前)	魚町(南)	都市公園	RC造	23	市街地整備ゾーン	A	A	未
20	橋本街区公園	西川津町(北)	都市公園	RC造	22	市街地整備ゾーン	C	C	未
21	楽山公園(テニスコート付近)	西川津町(北)	都市公園	RC造	12	市街地整備ゾーン	A	A	未
22	楽山公園(野球場付近)	西川津町(北)	都市公園	RC造	8	市街地整備ゾーン	A	A	未
23	平成南街区公園	東持田町(北)	都市公園	RC造	29	市街地整備ゾーン	D	C	未
24	生馬ヶ丘北街区公園	東生馬町(北)	都市公園	RC造	29	市街地整備ゾーン	D	C	未
25	比津が丘児童公園	比津が丘4丁目(北)	都市公園	RC造	45	市街地整備ゾーン	D	C	未
26	八幡児童公園	八幡町(南)	都市公園	コンクリートブロック造	45	市街地整備ゾーン	D	C	未
27	松尾児童公園	松尾町(南)	都市公園	コンクリートブロック造	48	市街地整備ゾーン	D	C	未
28	国尾公園	浜乃木7丁目(南)	都市公園	RC・木造	34	市街地整備ゾーン	D	C	未
29	川口児童公園	学園1丁目(北)	都市公園	RC造	32	市街地整備ゾーン	D	C	未
30	千鳥児童公園	中原町(北)	都市公園	RC造	57	市街地整備ゾーン	D	C	未
31	朝日ヶ丘東街区公園	学園1丁目(北)	都市公園	RC造	29	市街地整備ゾーン	D	C	未
32	東津田沼都市緑地	東津田町(南)	都市公園	コンクリート造	45	市街地整備ゾーン	D	C	未
33	菅田児童公園	菅田町(北)	都市公園	RC造	19	市街地整備ゾーン	A	A	未
34	美月東児童公園	西津田8丁目(南)	都市公園	鉄筋コンクリートブロック造	49	市街地整備ゾーン	D	C	未
35	松江湖畔公園(末次公園)	末次町(北)	都市公園	木造	24	市街地整備ゾーン	A	A	未

・黒字は既に整備を完了したもの。赤字は、現在整備を行っている、または予定しているもの。

各整備ゾーントイレ対象表(その他)

R7.3.31現在

No.	名称	町名	公園分類 (大)	トイレ構造	経過年数	整備前ランク	整備後ランク	整備状況
1	城床ふるさと公園	玉湯町	普通公園	木造	—	D	D	完
2	八雲中央公園[山村広場（野球場）]	八雲町				D	D	完
3	八雲中央公園[折原地区農村公園（GG場）]	八雲町				D	D	完
4	小具公衆便所	島根町		木造	34	C	C	完
5	島根総合公園	島根町	普通公園	RC造	40	C	C	完
6	美保関総合運動公園(多目的広場)	美保関町		RC造	43	C	C	未
7	日吉公園（親水公園含む）	八雲町	農山漁村公園	木造	33	D	C	未
8	西来待本郷公園	宍道町西来待	都市公園	木造	27	D	C	未
9	笹子海岸公衆トイレ	美保関町		木造	12	D	C	未
10	学園前ポケットパーク	八雲町	農山漁村公園	木造	29	C	C	未
11	御津漁村公園	鹿島町	農山漁村公園	木造	26	C	C	未
12	富士ヶ瀬公園	東出雲町	農山漁村公園	木造	27	C	C	未
13	宇井渡船場	美保関町		木造	28	C	C	未
14	華蔵寺	枕木町(北)		木造	28	C	C	未
15	秋吉五輪塔群公園	八雲町	農山漁村公園	木造	22	D	C	未
16	菅原農村公園	宍道町	農山漁村公園	RC造	35	D	C	未
17	北浦園地	美保関町		RC造	31	C	C	未
18	桑並ポケットパーク	八雲町	農山漁村公園	木造	26	C	C	未
19	千酌港緑地公園	美保関町	農山漁村公園	RC造	30	C	C	未
20	堀川観察研修館便所	黒田町(北)		木造	28	B	B	未
21	佐波公衆便所	島根町		RC造	25	C	C	未
22	西ノ浜公衆便所	島根町		RC造	27	C	C	未
23	菅浦海岸	美保関町		木造	31	B	B	未
24	松江市公園墓地(1区)	大庭町(南)		RC造	46	C	C	未
25	松江市公園墓地(3区)	大庭町(南)		RC造	46	C	C	未
26	松江市公園墓地(12区)	大庭町(南)		RC造	46	C	C	未
27	一畑電車東長江駅	東長江町(北)		木造	26	C	A	未
28	一畑電車秋鹿町駅	秋鹿町(北)		木造	30	C	A	未
29	一畑電車津ノ森駅	大野町(北)		木造	30	C	A	未
30	JR来待駅	宍道町		木造	27	C	A	未
31	JR乃木駅	乃木二丁目(南)		木造	25	A	A	未
32	八雲バスターミナル	八雲町		木造	25	C	C	未
33	松江市営白濁駐車場	白濁本町(南)		RC造	34	C	A	未
34	松江市営山西駐車場	黒田町(北)		木造	27	C	A	未
35	美保関総合運動公園(運動場)	美保関町		RC造	42	C	C	未
36	鹿島グラウンドゴルフ場	鹿島町		木造	20	C	C	未
37	松江海洋センター(グラウンド)	西浜佐陀町(北)		木造	43	C	C	未
38	東出雲中央公園(管理棟)	東出雲町		鉄骨造	41	D	C	未
39	松江港	伊勢宮町(南)		RC造一部木造	30	C	C	未
40	忌部自然休養村・豪農屋敷駐車場	西忌部町(南)		RC造	22	B	B	未
41	一畑電車松江しんじ湖温泉駅	中原町(北)		鉄骨造	24	A	A	未
42	一畑電車イングリッシュガーデン駅	西浜佐陀町(北)		軽量鉄骨造	29	C	A	未
43	一畑電車朝日ヶ丘駅	古曾志町(北)		RC造	30	C	A	未
44	北公園(多目的広場)	学園南1丁目(北)		木造	8	A	A	未
45	美保関総合運動公園(テニスコート)	美保関町		SRC造	36	C	C	未
46	ニュースポーツ公園グラウンドゴルフ場(コース内)	東長江町(北)		RC造	22	C	C	未
47	ニュースポーツ公園ターゲットバードゴルフ場	東長江町(北)		RC造	21	C	C	未
48	佐陀宮内	鹿島町		木造	—	B	B	未
49	八雲中央公園	八雲町			—	C	C	未
50	出雲玉造史跡公園北側	玉湯町		RC造	52	D	C	未
51	加賀緑地広場	島根町	農山漁村公園	木造	30	D	C	未
52	講武地区農村公園	鹿島町	農山漁村公園	木造	32	D	C	未
53	別所農村公園	八雲町	農山漁村公園	コンクリート造	34	D	C	未
54	安部楽四郎記念館周辺公園	八雲町	農山漁村公園	木造	25	C	C	未
55	佐倉農村公園	宍道町	農山漁村公園	RC造	34	D	C	未
56	大野農村公園	宍道町	農山漁村公園	木造	24	D	C	未
57	秋吉地区農村公園	八雲町	農山漁村公園	木造	28	D	C	未
58	ニュースポーツ公園グラウンドゴルフ場(出入口側)	東長江町(北)		RC造	22	C	C	未
59	源助公園	ハ軒町(南)		壁式鉄筋コンクリート造	—	C	C	未

・黒字は既に整備を完了したもの。赤字は、現在整備を行っている、または予定しているもの。

3 整備計画実施に向けた取り組み

前述の「2 整備の方向性」を基本に、整備ゾーンごとの具体的な実施計画を策定します。

実施計画の実行に際しては、公園緑地課が主催するトイレ関係課会議を開催し、庁内の横断的な連携を図りながら下記事項について協議・決定することとし、進捗状況等を踏まえ、毎年1回（5月頃）に見直しをしていきます（図3）。

1. 各年度の整備箇所の決定
2. 国費の有効活用を検討
3. トイレの老朽化等の状況を踏まえた実施計画の再評価

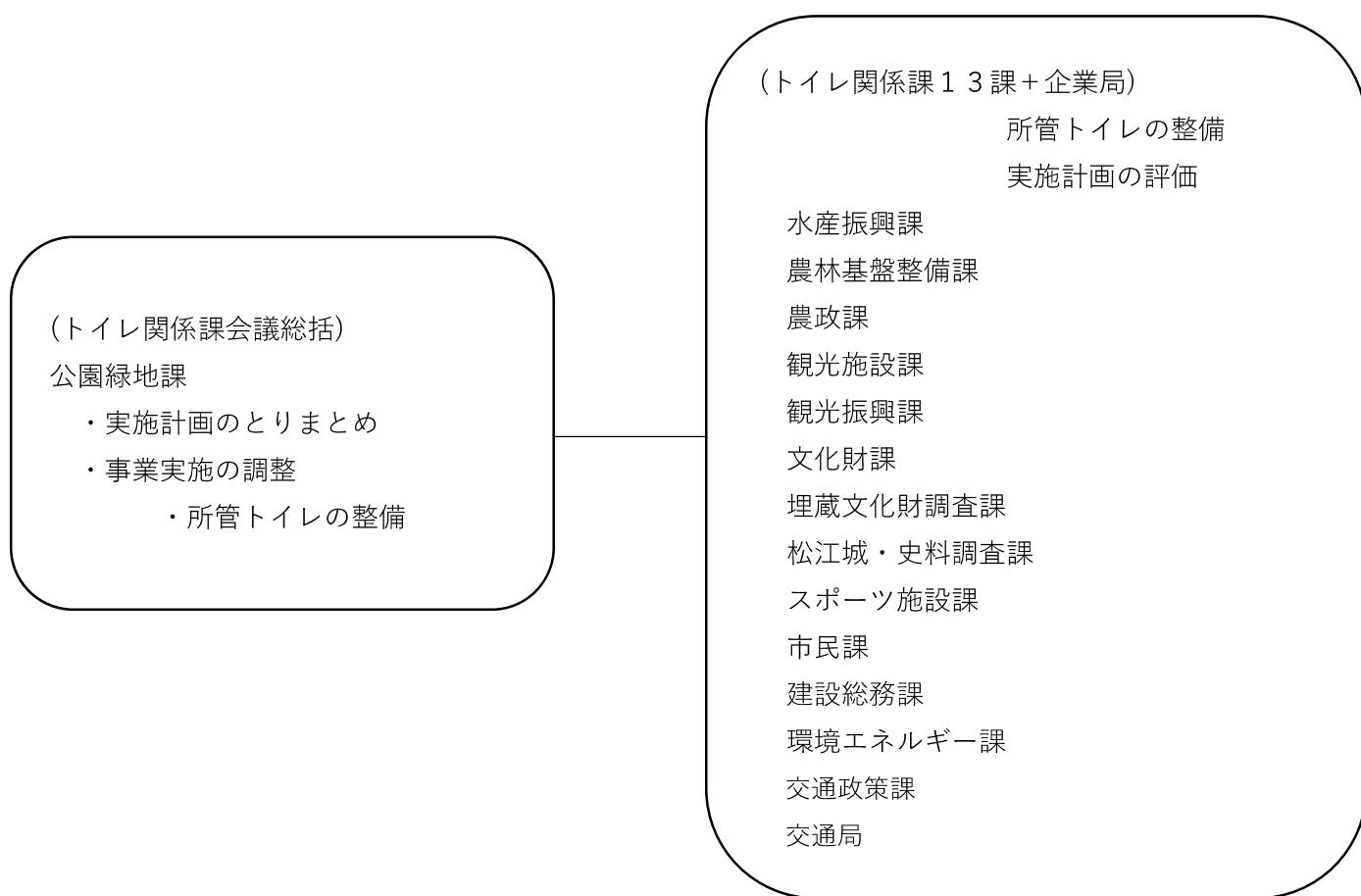


図3 【トイレ関係課会議 役割図】